

救命・救急講習のご案内

御殿場市・小山町広域行政組合消防本部では、救命・救急講習を定期的を開催しており、受講者を募集しています。

対象は、

- ① 御殿場市・小山町に在住の人
- ② 御殿場市・小山町に通勤もしくは通学している人

受講を希望される人は、下記「平成30年度救命・救急講習会実施計画表」で、開催日時、開催場所を確認し、受講日の7日前までに所定の受講申込書に必要事項を記入の上、最寄りの消防署に直接提出してください。

開催日の7日前、もしくは定員になり次第、講習会の受付は終了します。

お問い合わせ(御殿場消防署)

電話 0550-82-7150

FAX 0550-82-7154



平成30年度救命・救急講習会実施計画表

救命・救急講習会の種類		開催日	講習時間	開催場所	定員
6月	普通救命講習Ⅰ (実技救命講習)	6月13日(水)	13:00~16:00 (14:00~16:00)	御殿場消防署	30名
	普通救命講習Ⅱ	6月20日(水)	13:00~17:00	御殿場消防署	30名
7月	応急手当普及員講習Ⅰ	7月1日(日)	09:00~18:00 昼食休憩含む	御殿場消防署	20名
	応急手当普及員講習Ⅰ	7月8日(日)		御殿場消防署	20名
	応急手当普及員講習Ⅰ	7月15日(日)		御殿場消防署	20名
8月	救命入門コース (90分コース)	8月1日(水)	9:00~10:30	御殿場消防署	20名
	救命入門コース (45分コース)	8月1日(水)	11:00~11:45	御殿場消防署	20名
	普通救命講習Ⅰ (実技救命講習)	8月8日(水)	13:00~16:00 (14:00~16:00)	小山消防署	20名
	普通救命講習Ⅲ	8月25日(土)	13:00~16:00	御殿場消防署	20名
9月	普通救命講習Ⅱ	9月26日(水)	13:00~17:00	小山消防署	20名
10月	普通救命講習Ⅰ (実技救命講習)	10月10日(水)	13:00~16:00 (14:00~16:00)	御殿場消防署	20名
11月	上級救命講習	11月28日(水)	09:00~18:00 昼食休憩含む	御殿場消防署	30名
12月	普通救命講習Ⅰ (実技救命講習)	12月8日(土)	13:00~16:00 (14:00~16:00)	御殿場消防署	20名
	上級救命講習	12月13日(木)	09:00~18:00 昼食休憩含む	小山消防署	20名

1月	応急手当普及員再講習	1月27日(日)	09:00~12:00	御殿場消防署	30名
2月	応急手当普及員再講習	2月17日(日)	09:00~12:00	御殿場消防署	30名
	普通救命講習Ⅰ (実技救命講習)	2月20日(水)	13:00~16:00 (14:00~16:00)	小山消防署	20名

※救命・救急講習会の種類の詳しい説明は、下記を御覧ください。

その他

講習会は無料となっています。(応急手当普及員講習Ⅰについては、別途テキスト料がかかります)内容は実技を中心としていますので、体力的に多少負担がかかることを十分に理解した上で受講申込みをお願いします。

実技を中心としていることから、動きやすい服装(スカートは不可)でお越しください。

※筆記用具を持参してください。

※遅刻、早退の方には修了証等が交付されません。

救命・救急講習の申込みは、下記申請書をダウンロードし、必要事項を記載の上、最寄りの消防署に提出してください。

救命講習受講申込書はこちらから



複数の方で申込みときははこちらから

救命・救急講習会の種類の説明

普通救命講習Ⅰ(3時間)・・・成人に対する救命に必要な応急手当と救命処置

呼吸や心臓が止まった時に必要な「心肺蘇生法」と大出血時の「止血法」及び「自動体外式除細動器(AED)について理解し、正しく使用方法」を学ぶための講習です。

※ この講習は中学生以上が対象です。

※ 講習終了後、普通救命講習Ⅰの修了証が交付されます。

普通救命講習Ⅱ(4時間)・・・成人に対する救命に必要な応急手当と救命処置

講習内容は普通救命講習Ⅰと同様です。講習に引き続き、1時間の筆記及び実技試験があります(筆記及び実技試験は、講習内容の80%以上を理解したことが合格の目安となります)。AEDが設置されている、又は設置が予定されている事業所等で、AEDの使用頻度が一般の人より高いと想定される人にお勧めの講習です(一般の人も受講可能)。

※ この講習は中学生以上が対象です。

※ 講習終了後、試験に合格された人には普通救命講習Ⅱの修了証が交付されます。

普通救命講習Ⅲ(3時間)・・・小児、乳児及び新生児に対する救命に必要な応急手当と救命処置

普通救命講習Ⅰ・Ⅱは成人に対する救命に必要な応急手当と救命処置ですが、Ⅲは主に小児、乳児及び新生児を対象とした心肺蘇生法・AEDについて理解し、正しい使用方法、異物除去法及び大出血時の止血法を学ぶための講習です。

※ この講習は中学生以上が対象です。

※ 講習終了後、普通救命講習Ⅲの修了証が交付されます。

上級救命講習(8時間)・・・成人、小児、乳児及び新生児に対する救命に必要な応急手当と救命処置

「心肺蘇生法」「AEDの使い方」「止血法」に加え、「応急手当」に必要な三角巾の使い方、骨折、外傷、やけど等の処置方法や搬送方法を学ぶための講習です。講習の内、1時間の筆記及び実技試験があります(筆記及び実技試験は、講習内容の80%以上を理解したことが合格の目安となります)。

※ この講習は中学生以上が対象です。

※ 講習終了後、試験に合格された人には上級救命講習の修了証が交付されます。

救命入門コース(90分間)

このコースでは、呼吸や心臓が止まった時に必要な「心肺蘇生法」と「自動体外式除細動器(AED)の取扱い」について、実技を通じて学ぶ講習です。

※ この講習は小学校高学年以上(10歳以上)が対象です。

※ 講習終了後、救命入門コースの参加証が交付されます。

※ 中学生以上の受講者は、このコース受講後、概ね1年以内に普通救命講習Ⅰと併設されている「実技救命講習(2時間)」を受講することで、普通救命講習Ⅰの修了証が交付されます。

救命入門コース(45分間)

このコースでは、呼吸や心臓が止まった時に必要な「心肺蘇生法」と「自動体外式除細動器(AED)の取扱い」について、実技を通じて学ぶ救命講習の入門的な講習です。

※ この講習は小学校高学年以上(10歳以上)が対象です。

※ 講習終了後、救命入門コースの参加証が交付されます。

※ このコースを受講しても「実技救命講習(2時間)」は受講できません。

実技救命講習(2時間)

実技を2時間反復して行う講習で、普通救命講習Ⅰと併設して開催されます。受講条件は下記の①、②のいずれかに該当する、中学生以上の人です。

① 応急手当WEB講習(eラーニング)を受講後、概ね1か月以内。

※応急手当WEB講習(eラーニング)を受講希望の方は、消防署にて受講申込後、御覧のホームページの「応急手当WEB講習(eラーニング)」を受講してください。

② 救命入門コース(90分コース)を受講後、概ね1年以内。

※ 講習終了後、普通救命講習Ⅰの修了証が交付されます。

応急手当普及員講習Ⅰ(8時間を3日間)

同じ事業所に勤務する人や防災組織等の構成員に対し、「心肺蘇生法」「AEDの使い方」

「止血法」を指導し普及させることができる資格を取得するための講習です。

※ 講習全課程修了後、試験に合格された人には応急手当普及員認定証が交付され、普及員として救命入門コース(45分・90分コース)、実技救命講習及び普通救命講習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを開催することが可能となります(認定証は交付日から3年間有効)。

※ テキスト代は、**自己負担**となります。(H29年度は 3,672 円(税込))

[応急手当普及員講習受講申込書はこちらから](#)



応急手当普及員再講習(3時間)

3年前(**平成27年度**)に応急手当普及員講習を受講された人が対象となります。

[応急手当普及員再講習受講申込書はこちらから](#)



応急手当普及員の人へ

所属する事業所の従業員又は防災組織等の構成員の人を対象に普通救命講習若しくは救命入門コースを開催しようとするときは、開催日の**7日前**までに下記申込書により御殿場消防署で申込みを行ってください。

※他の地域で応急手当普及員の資格を取得された人で、御殿場市又は小山町で講習を開催したい人は、御殿場消防署にお問い合わせください。

[応急手当普及員による救命講習開催申込書はこちらから](#)



複数の方が受講する場合は、上記開催申込書に加え、下記取りまとめ表により受講者を取りまとめ、合わせて御殿場消防署に提出してください。

[救命講習受講者取りまとめ表はこちらから](#)



普通救命講習又は救命入門コースの開催時必要な資機材を借用する場合は、下記の応急手当普及員救急資機材等借用申込書にて御殿場消防署で申込みを行ってください。

[応急手当普及員救急資機材等借用申込書はこちらから](#)



普通救命講習又は救命入門コースが終了したときは、応急手当普及員による普及講習記録及び応急手当普及員による応急手当普及講習修了者名簿を御殿場消防署に提出してください。

[応急手当普及員による普及講習記録はこちらから](#)

[応急手当普及員による普及講習修了者名簿はこちらから](#)



修了証や認定証を再交付される人へ

普通救命講習若しくは上級救命講習修了証又は救命入門コース参加証を紛失・破損してしま

った又は内容に変更が生じた人で、再交付を希望される方は、下記の救命講習修了証再交付申請書にて再交付の申請をしてください。

[救命講習修了証等再交付申請書はこちらから](#)

応急手当普及員認定証を紛失・破損してしまった又は内容に変更が生じた人で、再交付を希望する人は、下記応急手当普及員認定証再交付申請書にて再交付の申請をしてください。

[応急手当普及員認定証再交付申請書はこちらから](#)



お問い合わせ

申込み方法や詳細、その他ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。

御殿場消防署

TEL 0550-82-7150

FAX 0550-82-7154

